

埼行発第59号

令和2年4月24日

会員各位

埼玉県行政書士会

会長 関口 隆夫

## 新型コロナウイルス感染症相談対策本部の設置について

当局の要請により事務局は4月13日から職員の交代制による在宅勤務の実施や一部業務の予約制実施等の影響で会員各位にはご不便をお掛けしており、誠に申し訳ありません。

この間、各種許認可申請業務の更新期間延長措置等の要請を関係機関に行うと伴に新型コロナウイルス関連情報の迅速な伝達のため、本会ホームページ上に逐一最新情報を掲載しておりますので、ご参照いただけますと幸いです。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大と政府の全都道府県に対する緊急事態宣言発令に伴う外出自粛や休業要請により、国民生活に様々な影響が生じています。これに対し、政府や関係自治体より各種救済手続きや対策措置が講じられていますが、その内容が複雑多岐にわたることから相談等が殺到し、行政機能の一部に影響が出ていると報道されています。

そこで埼玉県行政書士会では、総務省自治行政局および埼玉県下自治体からの支援要請に応え、県民の不安解消に寄与すると伴に行政手続の円滑化と一刻も早い事態の収束を願い、下記要領にて新型コロナウイルス感染症相談対策本部を設置することとしました。

### 記

1. 実施時期 令和2年4月27日（月）～5月29日（金）の平日  
午後1時より午後4時まで（ただし5月26日を除く）  
期間については延長することがあります
2. 実施方法 電話相談（専用回線を設置・080-9203-1383 又は 080-2364-1969）  
対策本部で電話を受け付け相談者にアドバイス  
さらに詳細な相談を希望する場合は、市町村担当相談員に連絡して対応
3. 相談内容 ①各種許認可申請②特別定額給付金③住居確保給付金④緊急小口資金特別貸付⑤埼玉県休業協力金⑥学校等休業対応助成金⑦持続化給付金⑧雇用調制助成金⑨その他融資制度  
ただし、④については窓口となる各地域の社会福祉協議会を紹介  
⑧については、ハローワーク・社会保険労務士会を紹介  
相談内容については、今後の政策の動向により変更する場合があります。